

変更後

浜詰デイサービスセンター

指定通所介護事業

介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業

運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人丹後福祉会が開設する浜詰デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の適正な運営を確保するため、介護保険法及び老人福祉法に基づき人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態及び要支援状態等にある契約者（以下「利用者」という。）が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、適切な通所介護及び第1号通所事業のサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 指定通所介護においては、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族等の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

3 第1号通所事業においては、利用者が居宅において要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持及び向上を目指すものとする。

4 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及び利用者と締結した契約の定めに基づき、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、利用者の自立した日常生活を支援するため、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 前4項のほか、「介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」（平成24年京都府条例第27号）及び「介護保険法に基づく指定

介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例」(平成24年京都府条例第28号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 浜詰デイサービスセンター
- (2) 所 在 地 京都府京丹後市網野町浜詰336番地
- (3) 利用定員 1日30人

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の職員は兼務とする)

- (1) 管理者 1人
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に事業に関する法令等の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 2人以上
生活相談員は、利用者及びその家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。
- (3) 看護職員 1人以上
看護職員は、利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- (4) 介護職員 3人以上
介護職員は、利用者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1人以上
機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練指導及び助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜日、火曜日、水曜日、金曜日、土曜日
(ただし、1月1日は除く。)
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分
- (3) サービスの提供時間 午前9時20分から午後4時45分の間の7時間以上

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応

じた額の支払いを受けるものとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴サービス
- (3) 日常生活動作の機能訓練
- (4) 健康状態チェック
- (5) 生活指導
- (6) レクリエーション
- (7) 送迎
- (8) アクティビティ

2 第10条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した送迎の費用は、次の額を徴収する。

京丹後市以外の地域 片道 1,000円

- 3 食費（昼食代）は、1食当たり626円を徴収する。
- 4 日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担すべき費用及び行事等利用者の希望によるレクリエーションの参加費用は、実費を徴収する。
- 5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族等に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 6 前各項の利用料等の支払いを受けたときは、その内容を記載した領収書を交付するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第7条 職員は、事業の提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講じるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

（事故発生時等における対応方法）

- 第8条 事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族等、担当の介護支援専門員又は地域包括支援センター、市町村及び京都府等に連絡するものとする。
- 2 利用者に対する事業の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情等の処理）

第9条 事業所は、事業の提供に係る利用者及びその家族等からの意見、要望又は苦情（以下「苦情等」という。）を受け付けた場合には、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるとともに、当該苦情等の内容等を記録するものとする。

- 2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した事業に係る利用者及びその家族等からの苦情等に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、京丹後市全域とする。

(虐待防止)

第11条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (2) 虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (3) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く。この担当者は、虐待防止のための対策を検討する委員会の責任者とする。

(身体拘束に関する事項)

第12条 サービスの提供に当たって、身体拘束その他行動を制限する行為を行わないものとする。ただし、利用者又は他の利用者の生命・身体を保護するため、利用者又はその家族等の了承のもと、やむを得ず身体拘束を行うことがあるものとする。

- (1) 身体拘束に関する説明（緊急やむを得ない理由、身体拘束の方法、時間等）を口頭・書面で行い、利用者又はその家族等の了承を得た上で行うものとする。
- (2) サービス計画にその内容を明記し、定期的に検討を行い、その状況の改善に取り組むものとする。
- (3) その検討内容、改善状況について、定期的に利用者又はその家族等へ状況の説明を行うものとする。

(感染症等の対策に関する事項)

第13条 事業所において、感染症又は食中毒が発生し、まん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整

備するものとする。

- (3) 事業所において、感染症又は食中毒が発生した場合若しくは疑われる場合は、適切な手順に従い対処等を行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 非常災害に関する具体的な計画を作成する。
- (2) 非常時の連絡、関係機関への通報及び連携体制を整備する。
- (3) 避難、救出訓練を定期的実施する。また、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者及びその家族等の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(秘密の保持)

第16条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。

- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第17条 事業所の利用に当たっての利用者の留意事項は、次のとおりとする。

- (1) サービスの利用の際には、介護保険被保険者証を提示すること。
- (2) 事業所内の設備や器具は、本来の用法に従って利用することとし、これに反した利用により破損等が生じた場合は、必要に応じて修理費用等の実費弁償を行うこと。
- (3) 決められた場所以外での喫煙は行わないこと。
- (4) 他の利用者の迷惑になる行為は行わないこと。
- (5) 金銭等の管理は各自で行うこと。
- (6) 事業所内での他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動及び政治活動は行わないこと。

(衛生管理等)

第18条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において感染症又は食中毒が発生し、まん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(地域との連携等)

第19条 事業の運営に当たって、地域住民との連携及び協力等地域との交流に努めます。

(職員の研修等)

第20条 事業所は、職員に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修を含む。）を実施する。

なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後2か月以内

(2) 継続研修 年3回

(その他運営に関する留意事項)

第19条 事業所は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後2か月以内

(2) 継続研修 年3回

2 事業所は、すべての職員に対し、健康診断等を定期的の実施するとともに、施設の整備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

3 職員は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

5 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 7 サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。
- 8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人丹後福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する

附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年5月1日から施行する。